密度補正の密度から〇・〇二八を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・四五一を控除した数に〇・〇一三を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四五を控除した数に算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七四を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三四を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三二七を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇五二を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇四を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六一を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九三を控除した数及び当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八六五を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五三を控除した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一三を控除した数に、四・〇五六を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六五三を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇五八を控除した率に一を加えた率とする。

密度補正の密度から〇・〇二六を控除した数、算式キに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数及び算式クに係る密度補正の密度から〇・五〇四を控除した数に〇・〇一〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した率に一を加えた率とする。

15　「衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該都道府県の人口（指定都市、中核市、特別区及び保健所設置市（以下この項において「保健所設置市等」という。）を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の人口から保健所設置市等の区域に係る人口を控除した数）を当該都道府県の面積（保健所設置市等を包括する都道府県にあつては、当該都道府県の面積から保健所設置市等の区域に係る面積を控除した数）で除して得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下この項及び別表第一において「保健所設置市等以外の区域に係る人口密度」という。）に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の保健所設置市等以外の区域に係る人口密度で除して得た率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇四四を控除した数に算式イに係る密度補正の密度を合計した数に一を加えた率とし、密度補正Ⅲ係数は、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅲの密度から〇・一七二を控除して得た数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇三三を控除した数、当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅲの密度から〇・〇四九を控除した数及び当該測定単位に係る算式カに係る密度補正Ⅲの密度から〇・三二六を控除した数とを合算した率に一を加えた率とする。

16　「保健衛生費」に係る密度補正Ⅰ係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇〇五五を控除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に一を加えた率とし、密度補正Ⅱ係数は、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正Ⅱの密度から〇・一〇七を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇六二を控除した数、当該測定単位に係る算式エに係る密度補正Ⅱの密度から〇・〇九八を控除した数及び当該測定単位に係る算式オに係る密度補正Ⅱの密度とを合算した率に一を加えた率とする。

17　都道府県の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・八六一を控除した数及び当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・〇二〇を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・一五〇を控除した率に一を加えた率とする。

18　市町村の「高齢者保健福祉費」のうち、六十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式アに係る密度補正の密度から〇・〇一四を控除した数に、三・七一〇を乗じて得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）、当該測定単位に係る算式イに係る密度補正の密度から〇・六四一を控除した数、当該測定単位に係る算式ウに係る密度補正の密度及び当該測定単位に係る算式エに係る密度補正の密度から〇・〇一六を控除した数とを合算した率に一を加えた率とし、七十五歳以上人口を測定単位とするものに係る密度補正係数は、当該測定単位に係る算式に係る密度補正の密度から〇・〇五七を控除した率に一を加えた率とする。